

「保健所を守る大阪市民の会」との協議等議事録（要旨）

健康局

- 1 日 時 令和6年10月29日（火）13時から15時まで
- 2 場 所 市役所地下1階 第1 共通会議室
- 3 団 体 名 保健所を守る大阪市民の会
- 4 協議等の趣旨 大阪関西万博における公衆衛生に関わる要請書
- 5 出 席 者
（団体側）
10人
（本 市）
健康局 4人 水道局 1人 万博推進局 3人 建設局 2人 消防局 2名

6 議 事

（1）専用水道の監視体制について（項目番号1. ④）

団体要望概要

- ・万博会場内で工業用水道は使用されるのか。
- ・万博会場を含む夢洲の水質管理について、徹底してもらいたい。
- ・会場内水道の管理責任者はどこか。パビリオンなどの水道は市水道直結になるのか、タンク下がりとなるのか。
- ・受水槽の塩素消毒などの衛生管理が不適切なら大腸菌が増えて危ないが、末端の残留塩素などは大丈夫なのか。大阪市で見ないのか。
- ・過去に工事業者が溶剤を水道管の近くに廃棄し水道管に影響が出た事例があった。水道管の材質や埋設の深さは協会が管理しているのであろうが、行政からしっかり確認して欲しい。万博協会に資料を請求したが、テロ対策などを理由に何も情報を出さない。大規模に提供される水であるため、協会を適切に指導してもらう必要がある。

本市説明概要

- ・万博会場において工業用水道は使われない。
- ・夢洲島内には水質を遠隔監視する装置を設置しており、随時水質の異常がないか確認できるようになっている。
- ・会場内の水道は、会場内の受水槽に市水を受水し専用水道により給水される。万博協会が専用水道の設置者となり、管理者を選定すると聞いている。
- ・専用水道は水道法や本市維持管理要領により設置者や管理者が実施すべき衛生上必要な措置が定められており、万博開催前に適正な維持管理などについて指導を行う。

また、開催期間中には会場衛生監視センターが立入検査を実施し、維持管理などを確認するとともに水質検査を実施し、これらの結果に応じて本市指導要領に基づいた指示や指導を行う。

- ・導管の材質や埋設深度は不明だが施設基準に合致していることを確認するとともに、専用水道の維持管理については本市監視指導要領に基づき、適切に監視指導を実施する。また、必要に応じ水道局とも連携して対応する。

(2) トイレの配置計画について (項目番号 1. ⑤)

団体要望概要

- ・トイレの個室は、何か所設置されるのか。男性用 1 に対して女性用が 3 倍整備されるのか。

本市説明概要

- ・博覧会協会が会場内で整備を計画している便器数は約 1,600 と聞いています。男性の大便器数に対して女性の便器数は大体 3 倍くらいと聞いています。

(3) 夢洲の下水処理能力について (項目番号 1. ⑦)

団体要望概要

- ・中間地点の「夢洲」「舞洲」での保管・処理状況を教えてください。
- ・夢洲での汚水発生量を教えてください。
- ・夢洲の下水処理能力教えてください。

本市説明概要

- ・公共下水道に直接流れてくる汚水は、中間地点の「夢洲」「舞洲」で送水を行い、此花下水処理場で適切に処理します。
- ・夢洲（万博会場内）から排出される想定汚水量は 1 日あたり最大 11,000m³ 程度と日本国際博覧会協会とも確認済みです。
- ・夢洲地区の計画汚水量は 1 日あたり最大 19,000m³ と設定しています。

(4) 万博終了後の上下水道管の原状復帰（取り外し）について (項目番号 1. ⑧)

団体要望概要

- ・上下水道管については、万博終了後、原則撤去されるということか。
- ・会場外についても撤去されるのか。

本市説明概要

- ・会場内は原則撤去されるものと認識しています。
- ・万博会場を除く夢洲地区に布設されている下水管は、今後の夢洲地区のまちづくりのために整備した下水道であるため、万博終了後に撤去を行う予定はありません。

(5) 万博対応等に係る食品衛生監視員の人員について (項目番号 2. ①)

団体要望概要

- ・会場衛生監視センターの準備要員として今年度から 6 名従事しているとのことである

が、これは増員なのか、それとも他の部署から引き抜いてきたものなのか。

- ・また、今後の体制についても増員にて対応していくのか。
- ・キッチンカーの増加など、食品営業に係る需要は時代と共に多様化・拡大しており、保健所における現状の食品衛生監視員の人数では不足と感じていることから、万博対応にて今回食品衛生監視員の人数を増員するのであれば、万博終了後もその人数を維持していただきたい。

本市説明概要

- ・今年度から従事している6名の食品衛生監視員については増員により対応したものである。
- ・今後の体制についても、基本的には増員にて対応していく方針であるが、具体的な人数や増員方法等については現在検討中であるため、この場で詳細をお答えすることはできない。
- ・食品衛生監視員に係る万博終了後の体制については、健康局内で今後検討していく内容であるため、この場での回答は差し控えさせていただく。

(6) 食品関係出店者の日本の規制順守や衛生管理意識の徹底について（項目番号2. ②）

団体要望概要

- ・食品を取り扱う公式参加国に、営業許可や衛生管理など日本の食品衛生法などを順守するよう案内はできているのか。
- ・博覧会協会は当初会場内で直火は使えないとしていたが、IHなどで十分な加熱調理がされるか心配だが大丈夫か。
- ・輸入食品の監視についてどのように対応するのか、会期中に職員を増員することであるが、規格基準や表示など全てを監視するのは困難ではないか。

本市説明概要

- ・博覧会協会が設置した公式参加国向けの相談窓口で個別対応するとともに、博覧会協会でも会場衛生監視センターへの事前相談を行うよう案内している。
- ・食品衛生法において加熱調理器具の種類までは規定していないが、HACCPに沿った衛生管理が義務付けされており、衛生管理計画に基づき加熱等のチェックもされることになる。監視の際には計画の内容やその実行を確認し、必要に応じて助言や指導を行う。
- ・営業上使用する食品等を輸入する際は食品衛生法に基づき検疫所に届出をすることが義務付けられており、一定のフィルターがかかる。さらに万博会場内で販売される輸入食品については会場衛生監視センターが現在作成中の監視指導計画に基づき販売店を監視し表示等が適正かをチェックするとともに、収去検査を実施し国内基準に適合しているかを確認することとしている。

(7) 会場内の害虫駆除対策について（項目番号2. ③）

団体要望概要

- ・ヒアリ対策で、長袖及び長ズボン等の着用を来場者全員に周知すべきではないか。対

策について、協会に相談をしているのか伺いたい。会場内にヒアリがいるという前提で対応を考えるよう、協会に申し出をすべき。

- ・ヒアリを含めた外来害虫の実態調査は、どの機関が担っているのか。万博は、世界中の人が集まるため、害虫等の危険生物が確認された場合、想定されるリスクが大きい。協会もそのことを認識すべき。

本市説明概要

- ・ヒアリはコンテナヤードで発見されており、関係機関で対応にあたっている。本市事業にかかる注意喚起は本市、また、その他会場内における注意喚起は協会が担うものと考えている。大阪府・市は、万博開催にあたっての地元自治体であり、実施主体である協会等と役割分担をしながら開催準備を進めている。今後も連携を取りながら、開催準備に取り組んでいく。
- ・ヒアリについては、発見されて以降、環境省が定期的に調査をしていると聞いている。その他の害虫についても会場予定地である夢洲に限らず、環境省等の関係機関により調査及び対応していくものと認識している。

(8) 営業者の食材・食品管理の計画について（項目番号2. ④）

団体要望概要

- ・事業者による HACCP に沿った衛生管理計画書について、会期前に作成させて行政で確認すべきではないか。

本市説明概要

- ・博覧会協会と連携し、事業者は営業許可申請等の前に会場衛生監視センターに事前相談することとしており、その際に衛生管理計画の作成支援や確認を行うこととしている。

(9) 会場内の救護体制について（項目番号4. ①②⑤）

団体要望概要

- ・会場内で疾病者がいた場合、後に検証できるようにするため、また、疾病者が後に適切な診療を受けることができるようにするため、その対応等の詳細を記録したうえで、疾病者に提供されたい。また、現場の医療従事者は当然に記録すると考えるが、繁忙が予期されるため、事前に記録の残し方を検討しておく必要がある。将来の貴重な検証資料として、紛失することは避けるべき。また、疾病者にその記録を渡せる体制を構築すべき。
- ・医療救護基本計画において、3か所の診療所及び5か所の応急手当所を設置すると記載されているが、医師の確保等具体的な進捗を伺いたい。
- ・大阪府医師会より、日曜日及び休日の協力依頼はあったが、平日の医師確保に向けた動きは見受けられない。開催が近づく中、具体的な体制づくりを進める必要があるのではないか。また、計8か所の施設だけでは十分と言えない。
- ・夢洲は孤立しており、自然災害が発生したときに逃げ場がない。夏は熱中症患者が発生する前提のもと、来場者自身に対策してもらうだけでなく、包括的な対策を講じた

方がよい。陸路は限られ、また、他の手段をもってしても円滑に病院へ搬送されるとは考えにくい。夢洲内で救護ができるよう体制を整える必要があるのではないかと。熱中症患者がいたときに収容できるよう、各診療所にベッドを配置する必要がある。また、各応急手当所の看護師による医師診察の要否に係る判断基準について、具体的に示されたい。

- ・個人だけでなく、集団で熱中症に罹るケースも想定した研修を実施すべき。(意見のみ)
- ・計画はいつ頃策定されるのか。また、協会に専門職は在籍しているのか。
- ・3か所の診療所には、薬品、内科及び外科設備等、どの程度のものが設置されるのか。
- ・会場内にAEDは何か所設置する予定か示されたい。
- ・会場内のボランティアには、AEDの使用方法について、誰であっても緊急時に用いることができるよう、研修を実施すべき。また、AEDの周囲には、実際に用いた経験のあるボランティア等を配置すべき。(意見のみ)
- ・現時点において、協会の医療救護実施計画にかかる検討状況等の共有が大阪府・市に対してなされていないことに危機感を抱かざるを得ない。また、各診療所における医師の派遣について、詳細はまだ決まっておらず、開催まで間もないため、早急に調整すべき。(意見のみ)
- ・看護師の派遣要請はどこになされるのか。また、派遣される看護師は、責任感が強く、また、熟練した者を選定すべき。

本市説明概要

- ・医療救護基本計画においては、具合が悪くなった来場者がいた場合は、3か所の診療所及び5か所の応急手当所の計8か所に対応する。消防局の救急車により病院へ搬送した場合は記録することになる。
- ・協会により、医療救護基本計画に基づいた実施計画を策定する。医療救護施設にかかる人員の確保については協会において調整を進めていると聞いている。
- ・医療救護対策協議会においては、協会及び府市の関係部局が出席しているが、当局は当該協議会の構成員ではない。また、当該協議会においては病院協会等医療従事者も入っており、適宜、関係団体と連携が図られているものと認識している。
- ・今後策定される医療救護実施計画のもと、各マニュアルが作成されると思われる。また、会場内で動けない熱中症患者があったときには救護隊が派遣され、病院への搬送を含めた対応について判断すると考えられる。
- ・協会からは、間もなく実施計画はできると聞いている。職種や派遣元までは把握していないが、協会は国、大阪府・市等から職員が派遣されている。
- ・各診療所の設備の詳細については承知していないが、疾病の悪化に対応する、また、応急処置ができる設備等を準備すると認識している。
- ・AEDは、会場内に76か所設置する予定となっている。
- ・具体的にどの団体に看護師の派遣を要請するかまでは承知していないが、医療救護協議会においても(公社)大阪府看護協会が構成員となっており、議論されている。

(10) 医療救護施設における多言語対応ツールの配備について(項目番号4. ⑥)

団体要望概要

- ・外国語対応ツールは、診療所及び応急手当所に配備される予定か示されたい。

本市説明概要

- ・各診療所においては、アプリを含め多言語対応すると聞いている。